

望まない**受動喫煙**をなくそう

私 有 地

であつても

配 慮 義 務

があります



マンションのベランダや自宅の庭といった私有地
であっても、受動喫煙を生じさせないよう配慮
することが健康増進法で定められています。

品川区健康課受動喫煙対策・公害保健係

☎ 03-5742-7136

煙の行方、 考えて吸っていますか？



1

近隣の住宅に、煙は流れていませんか？

喫煙している場所が規制対象外であっても、吸ったたばこの煙が近隣の住宅の中に流れ込むこともあります。近隣トラブルの原因にもなりますので、十分注意しましょう。

2

ベランダなら大丈夫だと思っていないませんか？

ベランダや戸別住宅の庭などでの喫煙についても、喫煙者は周りの状況に配慮しなければならない配慮義務が、健康増進法により義務付けられています。

3

周りの人に、受動喫煙させていませんか？

ベランダや住居に限らず、喫煙が禁止されていない私有地での喫煙であっても、無意識に受動喫煙を生じさせている可能性があります。喫煙の際は、周囲の状況に十分気をつけましょう。

【問い合わせ先】

品川区健康課受動喫煙対策・公害保健係
☎ 03-5742-7136

詳しくはこちら

